

副本

平成31年(ワ)第597号 国家賠償請求事件

原 告 大野 利政 ほか1名

被 告 国

求釈明に対する回答書

令和3年7月20日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A2係 御中

被告指定代理人 長尾 武明

林 真人

三輪 あさみ

浅野 航平

周藤 崇久

生部 雅敏

山本 勇治

被告は、本書面において、原告らの2021年（令和3年）4月20日付け「求釈明申立書」（以下「原告ら令和3年4月20日付け求釈明申立書」という。）記載の求釈明に対し、必要と認める限度で回答する。

なお、略語については、本書面において新たに定義するもののほかは、従前の例による。

**第1 「釈明を求める事項」①及び②（原告ら令和3年4月20日付け求釈明申立書第2の1（2）①及び②・3ページ）について**

**1 原告らの求釈明事項**

被告が、令和3年3月29日付け被告第4準備書面（以下「被告第4準備書面」という。）第1の1(2)ア（4ページ）において、「憲法14条1項が規定する法の下の平等とは、個人と個人の間の平等をいい、同項が禁止する不合理な差別も、個人と他の個人との間の不合理な差別をいうものと考えられる」と述べた上で、「原告らは、法令上の区別として『同性カップル』という人的関係と『異性カップル』という人的関係との間の差異について述べるところ、このような差異が、そもそも憲法14条1項が禁止する不合理な差別に該当しえること及び理由については、原告らの主張において明らかにされていない。」と指摘したことに対し、原告らは、「釈明を求める事項」①として、上記指摘が、「カップル」には憲法14条1項の適用がないという主張であるかどうか、同②として、「カップル」には憲法14条1項の適用がないという主張であるのであれば、その論拠は上記準備書面第1の1(2)ア（4ページ）において引用している芦部信喜（高橋和之補訂）「憲法第七版」129ページのみか、あるいは今後追加の予定はあるかについて、それぞれ明らかにするよう求めてい る。

**2 上記求釈明事項に対する回答**

原告らは、民法上、「同性カップル」という人的関係と「異性カップル」と

いう人的関係との間に区別が生じており、このような区別が憲法14条1項に違反する旨主張しているのであるから（原告ら第4準備書面49及び50ページ）、まずもって、原告らにおいて、「同性カップル」という人的関係と「異性カップル」という人的関係との区別が憲法14条1項の禁止する不合理な差別に該当し得ること及びその理由を明らかにすべきである。上記の指摘も正にこのような考え方に基づいて行ったものである。

したがって、「釈明を求める事項」①は、回答の要が認められない。また、同②は、同①を前提とするものであるから、回答の要が認められない。

## 第2 「釈明を求める事項」③から⑤まで（原告ら令和3年4月20日付け求釈明申立書第2の2（2）③から⑤・3及び4ページ）について

### 1 「釈明を求める事項」③及び④について

#### （1）原告らの求釈明事項

憲法14条1項に違反する法令上の区別の有無についての原告らの主張に対し、被告が、被告第4準備書面第1の1(2)ア（4ページ）において、本件規定は異性愛者と同性愛者を法令上区別して取り扱っているものではない旨主張した上で、「ここで婚姻できないのは、『同性愛者だから』という理由ではないからである。つまり、同性愛者であっても、異性との婚姻はできるのであって、同性愛者であるが故に婚姻ができないわけではない。」（甲A第295号証）などとする原告ら第4準備書面で引用された学説を挙げて反論したことに対し、原告らは、以下の事項を明らかにするよう求めている。

ア 上記の学説引用内容について、被告も同一の認識であり、同内容を主張するという趣旨か（「釈明を求める事項」③）。

イ 本訴訟と同様に国が被告となり、同じく同性カップルが原告となった札幌地裁平成31年（ワ）第267号損害賠償請求事件の判決において、上記と同趣旨の被告の主張は採用することができないと論証されたが、被告

はこの判決の内容を争うのか（「釈明を求める事項」④）。

## （2）上記求釈明事項に対する回答

### ア 「釈明を求める事項」③について

上記「釈明を求める事項」③における「認識」の趣旨が不明である上、「認識」を明らかにする必要性も判然としない。この点をおくとしても、被告第4準備書面において原告ら第4準備書面で引用された学説を挙げているのは、それの中にも法令上の区別を否定する見解も相応にあることを指摘することにより「法令上の区別があるとする原告らの主張を的確に裏付けるものということはできない」（被告第4準備書面第1の1(2)イ・5ページ）ことを示すためであるから、このような学説の状況に加えて、個々の学説の評価について被告の意見を述べる必要はない。したがって、同③については回答の要が認められない。

### イ 「釈明を求める事項」④について

札幌地裁平成31年（ワ）第267号損害賠償請求事件は、本件とは別個の事件であり、被告が、同事件の判決の内容を争うか否かは、同事件の控訴審（札幌高等裁判所令和3年（ネ）第194号損害賠償請求控訴事件）において明らかにする予定であり、同事件における被告の主張方針を本件であらかじめ明らかにする必要性は認められない。

## 2 「釈明を求める事項」⑤について

### （1）原告らの求釈明事項

原告らは、「釈明を求める事項」⑤として、被告は、（婚姻）制度を利用できるかどうかの基準を性的指向の点に設けたものではないと述べるが、一方で、被告第4準備書面第1の1(2)イ（5ページ）において、「民法上の婚姻制度は、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して法的保護を与えるもの」と、婚姻制度を利用する男女が性的に結合して生殖することを前提とする主張をしており、かかる

主張を前提にすれば、婚姻制度は、婚姻当事者の男女が互いに性的指向を相手に向けていることを前提に主張している制度ということにならないか、それとも、被告は、性的結合により生殖することと性的指向は無関係であるという認識なのかを明らかにするように求めている。

## (2) 上記求釈明事項に対する回答

上記「釈明を求める事項」⑤で述べられている点を原告らの主張として行うのではなく、被告の認識として問う意図は判然とせず、回答の要が認められない。なお、被告は、「本件規定は、制度を利用することができるか否かの基準を、具体的・個別的な婚姻当事者の性的指向の点に設けたものではない」と主張しているのである（被告第4準備書面第1の1(2)イ・4ページ）、そのことと、「民法上の婚姻制度が、一般に、夫婦がその間に生まれた子どもを産み育てながら共同生活を送るという関係に対して保護を与えるものとされて」いること（同5ページ）は、何ら矛盾するものではない。

## 第3 「釈明を求める事項」⑥及び⑦（原告ら令和3年4月20日付け求釈明申立書第2の3（3）⑥及び⑦・5ページ）について

### 1 原告らの求釈明事項

原告らは、被告が、被告第4準備書面第1の2(2)（7ページ）において、「婚姻という法制度の対象を男女間の関係に限定することには合理的な理由があるのであって、このこと故に同性カップルに対する負のメッセージが社会に伝達されるとはいえない。」と述べたことに対し、「釈明を求める事項」⑥として、同性愛者に対する偏見や差別など負のイメージや、同性愛者を異常とみなす異性愛規範の存在についての認否、すなわち「そもそも日本社会において同性愛者に対する偏見や差別など負のイメージや、同性愛者を異常とみなす異性愛規範が存在していない」という主張なのか、あるいは、「負のイメージは存在しているが、同性間の婚姻ができない民法規定とは無関係である」という

主張なのか、認否の内容を明らかにするように求め、また、同⑦として、同⑥について、後者の場合、「法制度によって偏見や差別が助長されることはない」という趣旨なのか、「法制度によって偏見や差別が助長されるかどうかは、法制度が合理的かどうかを基準として判断する」ということなのかを論拠とともに明らかにするように求めている。

## 2 上記求釈明事項に対する回答

被告第1準備書面第1の6(5)(13ページ)において述べたとおり、原告らが述べる「同性愛者に対する偏見や差別など負のイメージや、同性愛者を異常とみなす異性愛規範の存在」は、原告らの意見にわたる部分であるから認否の限りでなく、「釈明を求める事項」⑥については回答の要が認められない。また、同⑦は、同⑥を前提とするものであるから、回答の要が認められない。

以上